

A

市長室からお答えします

道路の雑草の除去を

Q 道路の中央分離帯や路肩に雑草が茂っています。除去してもらえますか。

A 中央分離帯に生えた雑草を放置しておく、歩行者やドライバーの視界が遮られ大変危険です。市で管理する道路については、定期的に除草をするほか、交差点付近の見通しを確保し安全性をより高めるために、交差点付近の植栽の高さを低く抑えるなどの管理を行っています。また、路肩についても、幹線道路と通学路を中心に定期的に除草を行っています。そのほかの道路については、日常の道路パトロールにより状況を確認するとともに、通行に支障があるなどの通報があった場合には、随時作業を実施しています。

なお、県や国で管理する道路については、国道51号は千葉国道事務所酒々井出張所(☎043-496-5171)、そのほかの国道・県道は県成田土木事務所(☎26-4831)へ連絡してください。

※くわしくは道路管理課(☎20-1551)へ。



このコーナーでは、これまで「市長への手紙」などを通じて寄せられた意見・要望のうち、問い合わせの多いものについて、市の取り組みや考え方などをQ&A方式で紹介します。



消費生活相談Q&A

アダルトサイトのトラブル解決をうたう探偵業者

Q インターネットで無料のアダルトサイトを見ようとして年齢確認の「18歳以上」をクリックしたところ、「登録完了」となり、高額料金を請求されました。インターネットで検索した「消費者相談センター」に依頼しようとしたところ、料金を請求されましたが信頼してよいでしょうか。

A 最近、アダルトサイトの消費者トラブルを解決するとうたう探偵業者に関する相談が急増しています。消費者が相談窓口を探そうとしてインターネットで「消費者センター」などのワードで検索すると、公的な機関のホームページより上位に「消費者相談センター」などの名称のホームページが出てきます。「相談無料」とあるので、公的な機関と勘違いしてアクセスすると、「アダルトサイトに登録されたあなたの情報を消す」「アダルトサイトと交渉して請求をやめさせる」などの名目で料金を請求されます。このような業者は探偵業者であることが多く、不当請求の被害回復のために事業者と直接交渉するなどの法律行為はできません。相談先が自治体の消費生活センターかどうか、しっかり確認しましょう。

また、「ワンクリック請求」は、有料サービスを利用する意思がなかったのであれば、一方的に契約成立を宣言されても、原則として支払う必要はありません。業者にはメールや電話で連絡は取らず、個人情報教えないようにしましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

**原則として
支払う必要はありません!**





国民健康保険税

保険証・納税通知書を発送します

国民健康保険証の一斉更新

保険証を8月1日(火)に一斉更新します。新しい保険証は7月中に簡易書留で発送します。配達時に不在の場合は、「郵便物等ご不在連絡票」が投函され、保険証は郵便局に一時保管されます。一時保管期間が過ぎた後は保険年金課で保管しますので、官公署が発行している顔写真付きの本人確認ができるものを持って受け取りに来てください。なお、保険証の有効期限は最長で平成30年7月31日ですが、同じ世帯でも有効期限が異なる場合がありますので注意してください。

納税通知書・税額決定通知書を発送

納付書や口座振替で納付している世帯主には、納税通知書を7月14日(金)に発送します。年金から直接引き落とす特別徴収で納付している世帯主には、税額決定通知書を7月21日(金)に発送します。

今回から納税通知書は、封筒(長形3号)サイズの冊子からA4サイズ2枚組になり、課税明細書が見やすくなります。

国民健康保険税の課税限度額が改正

国民健康保険税の課税限度額を現行の法定課税限度額と同額

に引き上げました。納税通知書・税額決定通知書へお知らせを同封しますので、くわしくはそちらをご覧ください。

国民健康保険税の減額

前年中の所得が一定額以下の世帯に、均等割額と平等割額の減額制度があります。

平成29年度から、5割減額・2割減額世帯の対象範囲が拡大されます。

世帯主と加入世帯員(所得申告を要する人)全員が、住民税などの所得申告をしていない場合は、減額制度の適用を受けることができませんので、速やかに申告してください。

- 7割減額…前年中の合計所得(世帯主と加入世帯員全員の所得)が、33万円以下の世帯
- 5割減額…前年中の合計所得が、27万円×加入世帯員数+33万円で算出した額以下の世帯
- 2割減額…前年中の合計所得が、49万円×加入世帯員数+33万円で算出した額以下の世帯

災害などの特別な事情により生活が著しく困難なときは、分割納付や減免を受けられる場合があります。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)、納付については納税課(☎20-1519)へ。



国民年金保険料の免除制度

納付が困難な場合は申請を

平成29年度の国民年金保険料は月額1万6,490円です。将来年金を受け取るためには、保険料を一定期間きちんと納める必要があります。しかし、経済的な理由で納付が困難な場合は、申請をすることにより保険料の全額免除や一部免除を受けることができます。

免除制度を利用するには、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が、それぞれ一定額以下であることが必要です。承認期間は、平成29年7月～30年6月分です。保険料の納付期限から2年以内であれば免除申請ができます。

現在、給付されている国民年金の2分の1は国の負担で賄われています。そのため全額免除の期間があっても、受け取る年金には国の負担に相当する額が算入されます。保険料の免除や猶予を受けず、未納のまま放置すると、将来の基礎年金やいざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金などが受けられない場合があります。一部納付制度を利用して納めるべき一部保険料に未納があれば無効となり、受給資格期間と年金額に算入されませんので注意してください。

そのほかの免除制度

- 納付猶予制度…50歳未満の人が対象(本人・配偶者の所得審

査あり。年金額を計算する際には、この期間は算入されません)

- 学生納付特例制度…学生が対象(所得審査あり。年金額を計算する際には、この期間は算入されません)
- 法定免除…障害年金や生活保護を受けている人が対象(年金額を計算する際には、国の負担に相当する額が算入されます)

※くわしくは、ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)または保険年金課(☎20-1547)へ。

